

青森県報

第二千八百六十二号

平成十九年
十一月二十六日
(月曜日)

目次

規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則……………(水産振興課) ……一

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……二

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(三八地域民局) ……二

右 同……………(西北地域民局) ……二

右 同……………(上北地域民局) ……二

土地改良区の役員の就任及び退任……………(下北地域民局) ……三

教育委員会

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………(県立学校課) ……三

正 誤

平成十九年十月十二日定例告示中……………(林政課) ……四

規 則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成十九年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成八年十二月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中、「(以下「採捕の数量等の報告者」という。)(」を削る。

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十九年十月青森県条例第六十五号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十七条第三項の規定による報告を行う者は、知事が告示により指定する入出力装置から入力して、当該報告を行わなければならない。

3 前項の規定により指定された入出力装置を使用して法第十七条第三項の規定による報告を行う者については、知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十九年十月青森県規則第九十三号)第三条第二項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十九年十一月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NPO 婆娑羅凡人舎
- 三 代表者の氏名
佐藤 道留
- 四 主たる事務所の所在地
青森市浪岡大字浪岡字細田八〇の一
- 五 定款に記載された目的
当舎は、中世の里 浪岡を中心に中世の歴史、文化、伝統にこだわった各種事業を展開していくことで、子供達への歴史教育、史跡への環境保護、及び地域住民との協働を図ることを目的とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十六日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農地災害復旧事業	五八二六 三 戸 町	平成一九・六二六
"	"	"

土地改良事業の工事の完了

十三湖地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十六日

西北地域県民局長 神 豊 勝

- 一 県営土地改良事業の名称
ほ場整備事業（担い手育成型）（緊急農地集積ほ場整備事業）
- 二 工事完了年月日
平成十六年十二月十四日

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十六日

上北地域県民局長 北 村 収

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農地災害復旧事業	三九一 七 戸 町	平成一九・六二六
"	"	"

青森県教育委員会規則第十二号

学校教育法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和五十年三月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第四号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。
(青森県立学校管理規則の一部改正)

第二条 青森県立学校管理規則(昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十八条第五項」を「第三十七条第五項」に改める。
(技能教育施設の指定等の手続に関する規則の一部改正)

第三条 技能教育施設の指定等の手続に関する規則(平成十一年二月青森県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十五条の二」を「第五十五条」に改める。

様式第一号中「遊学遊学2」を「遊学遊学」に改める。

(青森県総合社会教育センター規則の一部改正)

第四条 青森県総合社会教育センター規則(平成元年六月青森県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第四号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条を「第三百三十四条」に改める。

附 則

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

正 誤

発行年月日 平成一九一九年 第二八四四号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
告 示		第七二二号	二	下	ら 後 ろ か 二	(一) 立木の伐採の方法 変更しない。	(一) 立木の伐採の方法は、定めがない。主伐に係る伐採をすることができ、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期以上のものである。町間伐に係る森林は、次のとおりとする。

林 政 課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭